

環水大大発第 090814001 号
平成 2 1 年 8 月 1 4 日

各都道府県・指定都市・中核市・特例市・特別区
環境主管部（局） 騒音主管課長 殿

環境省水・大気環境局
大気生活環境室長

騒音規制法における特定施設の取扱いについて

騒音規制法（昭和43年法律第98号、以下「法」という。）の規制対象となる特定施設は「著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの」である。平成21年6月18日に中央環境審議会騒音振動部会が答申した「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次答申）」の中で、原動機の定格出力が7.5kW以上の送風機を有する冷却塔を特定施設として明確にする必要があることが指摘されたところである。ついては、原動機の定格出力が7.5kW以上の送風機を有する冷却塔を騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第一の二 送風機として法に基づく規制等を行われたい。

また、各都道府県にあつては、本通知の趣旨を踏まえ、管下市町村へ周知されるよう併せてお願いします。